第11回戸籍制度に関する研究会 議事要旨

- 1 日 時:平成27年10月29日(金)16:00~17:59
- 2 場 所:法務省民事局会議室
- 3 出席者:窪田座長,阿部委員,石井委員,磯谷委員,大橋委員,金崎委員,唐沢 委員,神部委員,須藤委員,辻委員,畑委員
- 4 概 要:法務省から,配布資料に関する説明を行った。引き続き,自由討論が行われ,大要,以下のような指摘等がされた。

【資料11「1(1)戸籍情報保持形態の比較検討について」】

- マイナンバー連携を行うために作る情報提供データベースは,一部の戸籍情報を 抜き出したデータベースにするイメージなのか。
- ・ 情報提供の在り方にもよる。マイナンバー連携における情報照会者側が必要とする情報を情報提供データベースに載せることになるので、例えば、戸籍記載の有無だけの情報で済む場合もあり得るし、相続手続の場面で必要となる情報を連携しようとすれば、戸籍情報の全てを載せなければならなくなることが考えられる。ただし、どこまでの戸籍情報を情報連携の対象とすることができるかという点は、画像データへの紐付けの関係とも複合的に検討しているところであり、現時点で方向性が確定しているものではない。
- ・ 仮に相続手続に必要となる全ての戸籍情報を情報提供データベースに置いたとしても、事務ごとにシステム制御をすることができるので、この事務に対してはここまでの情報しか出さないというように、直近の戸籍情報だけで足りる事務については、必要な範囲に限ってアクセスさせるようなシステムの作り方にすれば、情報提供データベースに載せた情報を全部無制限に取られてしまうとか、情報がつながってしまうということにはならない。
- ワーキンググループにおいて、戸籍情報を一元化することは、情報の集約、一元 化となるからマイナンバー制度の理念にそぐわないのではないかとの趣旨の指摘 があったが、マイナンバー制度での分散管理の考え方は、各行政機関が保有してい る個人情報を特定の機関に集約しないということであり、各府省の事務分野ごとに 保有している情報を一元管理することがいけないという発想ではないはずだとい う議論となった。
- ・ それは事務分野ごとに考えれば良い問題である。ある国民に関する社会保障の情報、戸籍の情報、住民票の情報などの様々な情報を、全て一つのところにまとめてはいけないというのがマイナンバー制度での考え方であって、戸籍事務において市区町村ごとに保有している情報を1か所に集めるかどうかというのは、戸籍制度の中でどのようにすべきか考えれば良い。

【資料11「1(2)戸籍情報の利用実態等に係る本調査の実施について」】

○ 戸籍事務への番号制度の導入を念頭に置いた調査については、市区町村でもその趣旨をある程度理解することもできると思うが、戸籍情報の一元化や、市区町村間の戸籍事務内連携を念頭に置いた調査については、そのような検討の動きがあることをほとんど知らない市区町村にとっては、調査の趣旨や必要性を理解することが難しいのではないか。

- ・ この研究会においては、当初からマイナンバー制度導入に関する問題と、戸籍事務を処理するためのシステムの一元化に関する問題の両方を扱ってきたところではあるが、「マイナンバー制度導入のためのシステムの在り方」というと戸籍情報とマイナンバーとの紐付けの問題だと思われるのも確かであろう。単にマイナンバーとの紐付けの問題だけではなく、電子化が進みつつも、別々の市区町村で保存されている現状にある戸籍情報を一元化することについても重要な課題として検討しているということをうまく伝えていく必要がある。
- ・ 今回のマイナンバー制度の中で、社会保障制度改革が一番重要なところであると 思う。これは税務との関係も極めて重要になり、そうすると、戸籍の親族関係の情報が重要なエビデンスデータになるようである。住民票ではなく戸籍の情報でない とだめだと聞いている。このように社会保障制度改革で業務の効率化や質の高い社 会保障制度を目指すには、戸籍にかかってくることになるので、今回の調査は、き ちんと丁寧にやる必要があると思う。

【資料11「2戸籍事務管掌上の問題点について」】

- 家事審判手続において、本籍が管轄基準になっているということだが、本籍概念がなくなったら困ることになるのか。
- ・ 現行制度上は本籍が基準となっているので、本籍概念が残るのであれば、それで良いかと思うが、一元化するとなると、本籍の機能は従前と違う役割を担うこととなったり、限定的な機能となったりすることも考えられるので、そのような場合には、そもそも本籍を管轄基準にしなければいけないのかという観点からの検討もあり得ると思う。ただ、本籍は、管轄基準となっているほかに、訴訟手続上、本人を特定するための機能も持っているので、そういった観点から考えると、本籍概念をなくしてしまうことについての懸念がある。
- マイナンバーとの紐付けが可能な戸籍情報については、マイナンバーによって本人を特定することができるから、本籍概念をなくすこともできるのではないか。また、その場合に、マイナンバーとの紐付けができない戸籍に関しては本籍概念を残しておくといった制度にすることも考えられるのではないか。
- ・ 戸籍について、現在戸籍、従前の戸籍、従前の前の戸籍というように遡っていく ことができるのは、本籍と筆頭者の情報をもとにつながっている形になっているか らであり、本籍の概念をなくしきれるかという問題はある。
- ・ マイナンバーと戸籍情報が紐付けされることにより、行政機関では、マイナンバーで従前の戸籍をたどっていくことができるかもしれないが、マイナンバーを知らない弁護士等の第三者が戸籍証明書を請求するなどの場合にどのように戸籍を特定するかということを考えると、マイナンバー制度導入後も本籍と筆頭者でたどっていく必要性が残るとも考えられる。
- 本籍は国民に定着している面もあり、いろいろな方が本籍にまつわる思いを持っていることから、直ちにどうこうするということもできないかもしれないが、本籍概念をどうするかという問題は、戸籍の編製基準との関係で考えていく必要がある。例えば、韓国では日本と同じような戸籍制度となっていたが、2008年に戸籍制度を改めて、家族登録制度にして、一人一人管理していくようになっている。日本

と同じような制度であったところが、今はどうなのかというところを参考とするために調べていく必要もあるのではないか。

・ 追って外国制度の調査も行う計画をしているので、その中で整理が出来次第、御紹介したい。

【資料11「3本籍概念について」】

○ 戸籍法で管掌という内容がどういうことをいうのかというと、具体的には届出の 受理・不受理の決定とか戸籍記載を中心とした事務を市区町村が行うという内容で、 これまで市区町村に窓口が置かれてきているところ、結局、今回の戸籍情報システ ムの一元化ということが、この戸籍事務の管掌ということと何か矛盾するような関 係にあるのかどうかというところだと思う。

例えば、今回、例として挙げられている国民年金法のように、国や政府が管掌するという規定を置いて、政令か何かで、例外的に受付業務は市区町村が行うことができることを規定するというモデルをとるかということを考えてみると、国民年金とは違って、戸籍の場合は、まさに公証事務で、主に戸籍法に規定されている内容が届出の受理や戸籍の記載に関することであるということからすると、それらの事務を行う主体が法律に規定されていることがとても大事なのではないかというような気がする。そうすると、例えば、戸籍事務を市町村長が管掌するという現行の規定を維持した上で、システムの一元化に伴い新たに出てくる戸籍情報システムの管理責任については、国が持つというような条文を1つ置いたとしても、それは1つの事務を行う上での事務インフラの整備責任のようなものであって、そのことが戸籍事務の管掌ということに矛盾するようなイメージはないので、法定受託事務の処理として、そのように制度設計するというのもあり得ることではないか。

- 例えば、本籍地が九州の市区町村である場合に、北海道の市区町村で届出がされ、 そこで届出を受理して戸籍の記載をするとか、本籍地が九州の市区町村である戸籍 の証明書の交付請求が北海道の市区町村にされ、そこで認証文を付して証明書を交 付するというような場合には、管掌概念はどのように考えるのか。市区町村長は全 国どこの戸籍事務についても管掌することができるといった考え方もできるのか。
- ・ 現行制度上、本籍概念が市区町村の事務処理の一定の限定機能を持っていると考えられるが、戸籍情報の一元化を突き詰めれば本籍概念が持っている限定機能を外すということになるので、全国の戸籍に係る届出の受理、戸籍記載、証明書の交付といった事務処理を行う権限はどの市区町村長も持つというようになるのではないか。
- 仮に戸籍システムを一元化して、本籍という枠が外れ、全国どこの市区町村でも 戸籍事務を行うことができることになると、人口の多い都市部の市区町村に事務処 理が集中するなど、実務上、何か影響が出てくると考えられるか。
- ・ 例えば受理地での戸籍記載ができるようになれば、受理地と本籍地との間でのやりとりが不要となり、郵便の未着事故や、受理地と本籍地との間での処理のタイムラグなどから生じる様々な問題点が解消され、市区町村の事務はものすごく合理化される。届出は現状でも住所地にされることが多いので、その点において極端に事務量が増えるという感覚はない。記載事務については事務量が増えることになるが、

システムが一元化され、移記事項等について自動的に処理することができる機能があれば、それほど負担にはならないのではないか。

- 細かな点ではあるが、今議論されているような制度設計になると、現在裁判所が 管掌者に対して行っている戸籍記載の嘱託や通知についても、必ずしも管掌者にす ることでなくても良くなることが考えられるので、その辺りを明確に決める必要が ある。
- ・ 調査嘱託の対象は届書が多いと思われるが、届書の保存先や保存形態については、 別途議論が必要であると思っているので、改めて論点として取り上げることとした い。

以 上